「第4期いわき市障害福祉計画」の策定について

1 障害福祉計画の趣旨

平成 18 年 4 月に、障がいのある人や障がいのある子どもが自立 した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、 障害者自立支援法(当時。現在は「障害者総合支援法」)が施行さ れました。

その目的を達成するにあたり、市町村は、国が定めた基本指針1に 則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供 体制の確保等に関する計画(障害福祉計画)の策定が義務付けられ ています(障害者総合支援法第88条第1項)。

本市においても、平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期、21 年度から 23 年度までを第 2 期、平成 24 年度から平成 26 年度までを第 3 期として障害福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

「第4期いわき市障害福祉計画」は、第3期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

市町村障害福祉計画において掲げる事項(障害者総合支援法第88条第2項)

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に 係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画 相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

¹ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに 自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針

2 計画の位置づけについて

(1) 「第4次いわき市障がい者計画」

この度、本市において、平成 16 (2004) 年に策定した『新・いわき市障がい者計画』(計画期間:平成 16 年度~平成 25 年度)が平成 25 年度をもって最終年度を迎えたことから、新たに、『第 4 次いわき市障がい者計画』を策定しました。

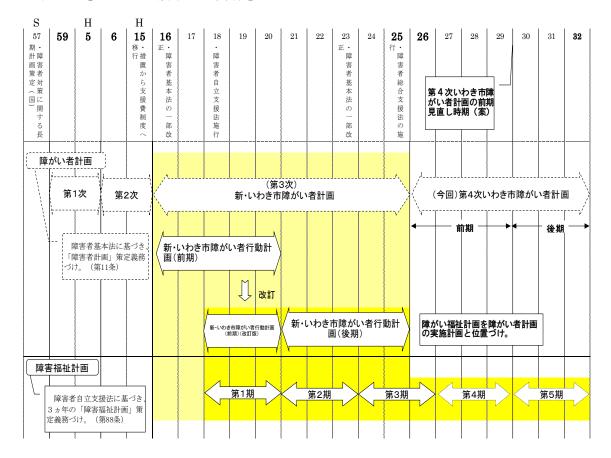
「第4次いわき市障がい者計画」は、「新・いわき市総合計画」を踏まえながら、「いわき市地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」、「健康いわき 21」等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定したものです。

(2) 第4次市障がい者計画との関係

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込み量、提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)として、現在、本市において、『第3期障害福祉計画』(平成24年度~26年度)を策定し、第3期障害福祉計画の最終年度と『次期(第4期)障害福祉計画』(平成27年度~29年度)の3年間の合計4年間分について、市障がい者計画の前期4年間(平成26~29年度)の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

また、平成 29 年度に、次の『第 5 期障害福祉計画』の策定と合わせて、第 4 次いわき市障がい者計画の実施状況の把握及び検証を行います。

【「いわき市障がい者計画」「いわき市障がい者計画行動計画」「いわき市障害福祉計画」の計画期間及び関係】



3 計画策定の主なポイント

市障害福祉計画の策定にあたっては、国(厚生労働省)が定める基本指針に即してこれを策定することとされています。

(1) これまでの経緯

基本指針において、障害福祉計画の期間を3年で一期として おり、これに基づき、都道府県及び市町村は3か年ごとに障害 福祉計画を作成しています。

【現在までの計画期間】

第1期計画期間	第2期計画期間	第3期計画期間
18 年度~20 年度	21 年度~23 年度	24 年度~26 年度
平成 23 年度を目	第1期の実績を踏	つなぎ法による障害
標として、地域の実情	まえ、第2期障害福	者自立支援法の改正
に応じた数値目標及	祉計画を作成	等を踏まえ、平成 26
び障害福祉サービス		年度を目標として、
の見込量を設定		第3期障害福祉計画
		を作成

^{*}障害者総合支援法の施行(平成 25 年 4 月)に合わせて、基本指針の規定 整備を行っている。

(2) 障害者総合支援法の施行に伴う改正点

地域社会の共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講 ずるための関係法律の整備に関する法律の施行等を踏まえ、基本 指針については、次の改正が行われました。

ア 基本指針の見直し

(デ) 目標に関する事項の追加 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を、新たに定 める。

(4) 障がい者等の関係者の意見の反映

基本指針の案を作成・変更する際は、障がい者等及びその家族 等の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされた。

(物) 実態を踏まえた基本指針の見直し

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更することとされた。

イ 障害福祉計画の見直し

- (7) 都道府県・市町村は、障害福祉サービス等の提供体制の確保 に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施 に関する事項を定めることとされた。また、医療機関、教育機 関、公共職業安定所等との連携に関する事項を定めるよう努め ることとされた。
- (4) 市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努めることとされた。
- (f) 都道府県・市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行うこととされた(PDCAサイクル²の導入)

(3) 国の基本指針の見直しについて

第 4 期障害福祉計画の策定に係る国の基本指針については、 平成 26 年 5 月 15 日付けの告示により、次のとおり改正内容が 示されております。

ア 障がい者の地域生活の支援のための規定の整備

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(平成 25 年 10 月 11 日障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ)を踏まえ、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備の方向性等を定めるとされた。

イ 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備 計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域

² 「PDCA サイクル」: 計画 (Plan: P)、実施 (Do: D)、評価 (Check: C)、改善 (Act: A) の 4 段階の プロセスにより事業の運営管理を行う手法

移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の 有機的な連携の必要性等を定めるとされた。

ウ障害児支援の体制整備に係る規定の整備

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定めるとされた。

エ 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定

(7) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを基本となった。

なお、第4期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成 26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達 成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定す るとされた。

(4) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえ、都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標(※)を設定するとされた。

なお、入院後3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率 について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績 を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

(🔆)

・平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%

以上

- ・平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上
- ・平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少

(ウ) 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少 なくとも一つ整備することを基本とするとされた。

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労 移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標(※)を設定する。 (※)

- ・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上 増加
- ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成
- オ 障害福祉計画に定める事項について、調査、分析、及び評価を行 うことに関する規定の整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込む (PDCAサイクルの導入)。

(4) 地域生活支援事業について

障害者総合支援法第88条に基づき、市町村が定める障害福祉計画においては、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めなければならないこととされていますが、平成26年5月15日付の国通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成に

ついて」が一部改正されたことに伴い、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めることとされました。

ア 実施する事業の内容

- イ 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び 量の見込み
- ウ 各年度の見込量の確保のための方策
- エ その他実施に必要な事項

4 本市の取り組み

ア 自立支援協議会において障害福祉計画の内容を協議する。

- * 障害福祉計画策定に係る自立支援協議会の役割 … 障害福祉計画の策定にあたり、市町村は住民をはじめ幅広い意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、地域自立支援協議会を設置したときは、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めることとされております(障害者総合支援法第88条の1第8項)。また、地域自立支援協議会は、その役割の1つとして「市障害福祉計画の作成に係る助言や進捗状況の整理」を行なうこととされており、平成26年度の地域自立支援協議会において同計画の策定に関する協議を実施していく予定であります。
 - イ 平成24年度に実施したアンケートを再整理する。
 - ウ 事業所ヒアリングを実施し数値目標の検討材料とする。
 - エ 本市の分野別施策を確認するため庁内照会を実施する。
 - *スケジュール案については別添のとおり